

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成 1 7 年東近江市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項中「第 2 0 条」を「第 2 0 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項」に、「戸籍附票」を「戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

8 の 2	住民基本台帳法第 2 1 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	3 0 0 円
-------	---	--------	---------

別表第 1 の 1 0 の項の次に次の 1 項を加える。

1 0 の 2	住民基本台帳法第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項において準用する第 1 2 条の 3 第 8 項の規定に基づく除票の写し及び除票に記載した事項に関する証明書の交付	1 通につき	3 0 0 円
---------	---	--------	---------

別表第 1 中 1 3 の項を削り、1 4 の項を 1 3 の項とし、1 5 の項から 2 9 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 5 の 6 3 の項中「ア 認定を受けようとする建築物」を「ア 同法第 2 9 条第 3 項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）又は同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）」に、「イ 認定を受けようとする建築物」を「イ 申請建築物又は他の建築物」に、「ウ 認定を受けようとする建築物」を「ウ 申請建築物又は他の建築物」に改め、同項備考に次のように加える。

3 この項の金額の欄に掲げる1件についての金額は、複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の金額とする(以下64の項及び66の項において同じ。)

別表第5の64の項及び66の項中「認定の申請に係る建築物」を「申請建築物」に改め、同表67の項中「性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」の次に「(モデル住宅法及びフロア入力法以外の評価による場合)」を、「仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」の次に「又は性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき(モデル住宅法及びフロア入力法の評価による場合)」を加え、同項備考1中「及びモデル建物法」を「、モデル建物法、モデル住宅法及びフロア入力法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から29の項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は同日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から、別表第5の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。